

公立幼稚園、公立認定こども園(幼児部)をご利用の皆様へ

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園及び認定こども園(幼児部)の保育料が無償となりました。保育料、給食費と預かり保育について、次のとおりお知らせいたします。

1 幼稚園保育料について

- 幼稚園保育料は、すべての方が無償(0円)となります。
- PTA会費、行事参加費、災害共済負担金等はお支払いいただきます。

2 給食費について

- 給食費は、無償化の対象外ですのでお支払いいただきますが、父母の年収が360万円未満相当の世帯(注1)と第3子以降(注2)のお子様については、副食費(おかず代等)が免除となります。

(注1) 4月～8月分副食費については前々年中の年収、9月分～3月分副食費については前年中の年収で免除判定をします。父母の年収が130万円未満の場合、生計同一世帯の祖父母のうち、年収が多い方を合算します。

(注2) 年収360万円未満相当の世帯は生計同一のすべてのお子様、年収360万円相当以上の世帯は小学校3年生以下のお子様で算定します。

- 免除対象となった方には入園式にて「副食費免除通知書」を交付いたします。
- 1ヶ月あたりの給食費の内訳については次のとおりです。
公立幼稚園・・・月額3,300円(副食費免除者は280円)
公立認定こども園(幼児部)・・・月額4,100円(副食費免除者は350円)

3 預かり保育料について

- 預かり保育料の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定(新2号認定)を受ける必要があります。認定には、保育所を利用できる要件(月64時間以上の就労等)が必要となります。
- 施設等利用給付認定(新2号認定)の申請方法については、令和6年1月以降に、年間預かり保育の申請方法と併せて施設を通してお知らせいたします。
- 預かり保育料は、1か月あたり450円×利用日数(月額上限11,300円)の範囲内で無償となります。年間、一時、長期休業中預かり保育料は450円/日であるため、無償となりますが、延長預かり保育料(100円/回)については対象外です。
- 要件を満たさず施設等利用給付認定(新2号認定)を受けられない場合は、預かり保育料(450円/日)をお支払いいただきます。

問合せ 教育保育課 教育保育係
電話 0538-86-3330(直通)